

【第二種酸素欠乏危険作業に係る特別教育】開催します！

〒231-8443

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

横浜市中区相生町 3-63

TEL 045-662-5965

酸素欠乏症等の労働災害は各業種において発生しており、死亡率が高い災害でもあります。これらの災害の多くは、現場作業員への教育不足、作業管理の徹底不足など酸素欠乏症等の発生原因や防止措置に関する不十分な知識が原因となって発生しています。

労働安全衛生法では事業者は危険又は有害な業務に労働者を従事させる場合は特別教育を行うよう規定され、「酸素欠乏危険場所における作業に係る業務」は、この「危険又は有害な業務」に指定されています。酸素欠乏症等防止規則第12条第3項に基づく酸素欠乏危険作業特別教育規程による今年度最後の教育となっておりますのでぜひ、受講をご検討ください。

記

講習名 第二種酸素欠乏危険作業に係る特別教育

日 程 令和5年3月10日（金）午前9時20分～午後4時
令和5年度は年2回程度実施予定となります。

会 場 (公社)神奈川労務安全衛生協会（横浜市中区相生町3-63）
JR 関内駅北口または、みなとみらい線馬車道駅5番出口
徒歩約5分 横浜市営地下鉄関内駅 徒歩約3分

定 員 55名（先着順に受付し定員になり次第締め切りとなります）

対象者 酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症又は硫化水素中毒に
かかる恐れのある場所における作業）に係る業務に従事する方

内 容 ・酸素欠乏等の発生の原因 1.0時間 ・酸素欠乏症等の症状 1.0時間
・空気呼吸器等の使用の方法 1.0時間
・事故の場合の退避および救急処置の方法 1.0時間
・その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項 1.5時間

受講料 一般受講料：9,430円 テキスト：1,430円 合計：10,860円（消費税を含む）
会員受講料：8,380円 テキスト：1,430円 合計：9,810円（消費税を含む）

申込み 協会ホームページ <https://roaneikyo.or.jp> から
インターネットでのお申込み
または申込書類を郵送

